

## 交通費支給基準

### 第1条＜支給事由＞

会員が以下に該当する場合に交通費を支給する。

- ① 役員が当該団体の行事に出席したとき。  
ただし、会主催の行事は対象外とする。
- ② 関連団体等の行事に、会からの要請をうけて出席したとき。
- ③ 上記2項以外でも、事情により役員会の決定で支給を認めることがある。

### 第2条＜支給金額＞

- ① 行事開催場所が流山市内の場合  
公共交通機関の経路で算出した実費。ただし往復500円を上限とする。
- ② 行事開催場所が流山市外の場合  
公共交通機関の経路で算出した実費。ただし往復1,000円を上限とする。

### 第3条＜解釈について＞

- ① この基準中の行事とは、打合せ・会議・講演会等を含むものとする。
- ② 会費を支払って参加する行事は、すべて交通費支給の対象としない。
- ③ 自家用車を使用しての出席についても第2条を適用する。  
ただし、同乗者には支給しない。

### 付 則

- (1) この基準は平成20年4月11日から施行する。
- (2) 平成23年4月16日改定